

計量法と EMC

株式会社 e・オータマ 佐藤智典

2022 年 3 月 17 日

目次

1	概要	1
1.1	関連する主な法令等	1
1.2	適用範囲	2
1.3	物象の状態の量	2
1.3.1	法定計量単位以外の使用が禁じられる量	2
1.3.2	その他の量	2
1.4	特定計量器	3
1.5	家庭用特定計量器	5
2	計量器の製造、輸入、修理、販売	5
2.1	特定計量器の製造や輸入	5
2.2	特定計量器の修理	5
2.3	計量器の販売	5
2.4	報告	6
3	計量を行なう者の責任	6
4	技術上の基準	6
4.1	イミュニティ要求の例	6
5	参考資料	8

1 概要

日本国内では、計量に関わる事項、例えば計量器の製造、輸入、販売、修理、使用などは計量法^[1]の対象となることがある。

計量法の対象となる計量器の中でも、取引などに用いられる、適正な計量の実施のために基準を定める必要があると判断されたものは特定計量器と呼ばれ、所定の技術上の基準への適合、所定の機関による検定か所定の審査を受けた指定製造事業者による検査の実施などのやや厳しい要求の対象となる。特定計量器に対する技術上の基準では、計量性能などに関する要求とともに、電子的な計量器に関しては電磁妨害への耐性（イミュニティ）に関する要求事項も定められている。

本稿では計量器やその製造などに関連する主要な事項、また計量器の電磁妨害への耐性に関する要求を中心に、この計量法に関して簡単に解説する。

なお、本稿はこの法令や関連する規則の内容全てをカバーするものではなくⁱ¹、また正確であるとも限らないので、正確な情報は法令や関連する規則など^[1]を参照していただきたい。

1.1 関連する主な法令等

関係する主な法令等^[1]は以下のようなものである：

- 計量法
- 計量法施行令、計量法施行規則
- 計量単位令、計量単位規則
- 特定商品の販売に係る計量に関する政令、特定商品の販売に係る計量に関する省令



ⁱ¹ 例えば、届出や検定の申請などをどこにどのように行なうか、計量士に関連する事項、様々な例外的な規定などについては全く踏み込んでいない。

- 特定計量器検定検査規則
- 基準器検査規則
- 指定製造事業者の指定等に関する省令、指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく品質管理の方法の細目の制定

1.2 適用範囲

計量法は其中で定められた §1.3 で示すような量の計量やそのために用いられる計量器に、またそれらに關係する組織などに適用される。

1.3 物象の状態の量

以下で示すような量の計量が計量法の対象となる。

1.3.1 法定計量単位以外の使用が禁じられる量

以下の量の計量は計量法の対象となるとともにこれらの量の表現に用いる法定計量単位が定められている：

長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量または線量当量率

これらの量に対する法定計量単位は計量法で、その定義は計量単位令で、その標準となるべき記号は計量単位規則で定められている。^{†2†3}

^{†2} 例えば「長さ」は物象の状態の量で、その計量単位は「メートル」、その定義は「真空中で1秒間の299 792 458分の1の時間に光が進む行程の長さ」、その標準となるべき記号は「m」である。

^{†3} これに加えて、海面や空中での距離の単位の海里、宝石の

これらの量については、取引や証明で法定計量単位以外の単位を用いること^{†4}、また法定計量単位以外の目盛りや表記が付けられた計量器を販売し、あるいは販売のために所持することは禁じられている。^{†5†6}

但し、単位を示す記号(例えば m や kg のような)は「標準となるべき」ものとされており、規定された記号を用いることが望ましいものの、他の規則などで単位とその表現が規定されている^{†7}のでない限り、他の記号の使用が禁じられているわけではない。^{†8}

1.3.2 その他の量

以下の量の計量も計量法の対象となり、これらについても標準とすべき単位が定められている：

織度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度及び放射能濃度

これらの量に対する計量単位とその標準となるべき記号は計量単位規則で定められている。

だが、単位が定められてはいるものの、§1.3.1で示した量と異なり、これらの量に関してはその他の単位の使用が禁じられているわけではない。

質量の単位のカラット、真珠の質量の単位のもんめなどが計量単位令 別表第六で規定されている。

^{†4} 但し、輸出入関連での計量でのヤード・ポンド法の単位の使用など、特定の状況で他の単位の使用が認められる場合もある。

^{†5} 法定計量単位は主に国際単位系 (SI) に基づいており、例えば長さの法定計量単位はメートルであり、取引や証明で尺、フィート、インチなどの非法定計量単位を用いることや非法定計量単位の目盛りが付いたスケールや巻尺など(例えばメートルとインチの目盛りが付けられたスケールや巻き尺のように法定計量単位と非法定計量単位が併記されたもの、表示の非法定計量単位への切り替えが可能なものなどを含む)を販売することは原則として禁じられている。

^{†6} 圧力の表現の mmHg や kgf/m² などから Pa への切り替えなどが記憶にあるかも知れない。

^{†7} 例えば特定計量器検定検査規則から参照されている JIS B 7611-2^[2] では、非自動はかりについて、特殊な計量以外についてはトン (t)、キログラム (kg)、グラム (g)、ミリグラム (mg) を用いるように定められている。

^{†8} 標準的な記号以外を使用する必要がある、またそのような記号を混乱や誤解を招かず使用できるケースは少ないと思われる、余程特別な状況以外では標準的な記号のみを用いることが望ましいと思われる。

1.4 特定計量器

計量器のうち、取引^{†9}や証明^{†10}における計量に使用される以下のようなものは特定計量器^{†11}となる:

1. タクシーメーター
2. 質量計のうち、次に掲げるもの
 - イ 非自動はかりのうち、次に掲げるもの
 - (1) 目量が 10 mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの ((2) または (3) に掲げるものを除く)
 - (2) 手動天びん及び等比皿手動はかりのうち、表記された感量が 10 mg 以上のもの
 - (3) 自重計 (貨物自動車に取り付けて積載物の質量の計量に使用する質量計)
 - ロ 自動はかりのうち、目量が 10 mg 以上であって、目盛標識の数が 100 以上のもの
 - ハ 表す質量が 10 mg 以上の分銅
 - ニ 定量おもり及び定量増おもり
3. 温度計のうち、次に掲げるもの
 - イ ガラス製温度計のうち、次に掲げるもの
 - (1) 計ることができる温度が -30°C 以上 360°C 以下のもの (転倒式温度計、接点付温度計、最高最低温度計、留点温度計、浸線付温度計、保護枠入温度計、隔測温度計及びベックマン温度計を除く)
 - (2) ガラス製体温計
 - ロ 抵抗体温計
4. 皮革面積計

^{†9} 取引 — 有償であると無償であることを問わず、物または役務の給付を目的とする業務上の行為 (計量法 第二条第二項)。

^{†10} 証明 — 公にまたは業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること (計量法 第二条第二項)。車両若しくは船舶の運行または火薬、ガスその他の危険物の取扱いに関して人命または財産に対する危険を防止するためにする計量であって政令で定めるものは証明とみなす (計量法 第二条第三項)。

^{†11} 特定計量器 — 取引若しくは証明における計量に使用され、または主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造または器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるもの (法第二条第四項)。

5. 体積計のうち、次に掲げるもの

- イ 積算体積計のうち、次に掲げるもの
 - (1) 水道メーターのうち、口径が 350 mm 以下のもの
 - (2) 温水メーターのうち、口径が 40 mm 以下のもの
 - (3) 燃料油メーター (揮発油、灯油、軽油または重油の体積の計量に使用する積算体積計) のうち、口径が 50 mm 以下のもの (50 L 以上の定体積の燃料油の給油以外に使用できないものを除く)
 - (4) 液化石油ガスメーターのうち、口径が 40 mm 以下であって、液化石油ガスを充てんするための機構を有するもの
 - (5) ガスメーターのうち、口径が 250 mm 以下のもの (実測湿式ガスメーターを除く)
 - (6) 排ガス積算体積計
 - (7) 排水積算体積計
- ロ 量器用尺付タンクのうち、自動車に搭載するもの

6. 流速計のうち、次に掲げるもの

- イ 排ガス流速計
- ロ 排水流速計

7. 密度浮ひょうのうち、次に掲げるもの

- イ 耐圧密度浮ひょう以外のもの
- ロ 耐圧密度浮ひょうのうち、液化石油ガスの密度の計量に使用するもの

8. アネロイド型圧力計のうち、次に掲げるもの

- イ 計ることができる圧力が 0.1 MPa 以上 200.2 MPa 以下のものであって、最小の目量が計ることができる最大の圧力と最小の圧力の差の 1/150 以上のもの (蓄圧式消火器用のもの及びロに掲げるものを除く)
- ロ アネロイド型血圧計

9. 流量計のうち、次に掲げるもの
- イ 排ガス流量計
 - ロ 排水流量計
10. 積算熱量計のうち、口径が 40 mm 以下のもの
11. 最大需要電力計
12. 電力量計
13. 無効電力量計
14. 照度計
15. 騒音計
16. 振動レベル計
17. 濃度計のうち、次に掲げるもの
- イ ジルコニア式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 5 vol % 以上 25 vol % 以下のもの
 - ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 50 vol ppm 以上のもの
 - ハ 磁気式酸素濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 5 vol % 以上 25 vol % 以下のもの
 - ニ 紫外線式二酸化硫黄濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 50 vol ppm 以上のもの
 - ホ 紫外線式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 25 vol ppm 以上のもの
 - ヘ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
 - ト 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
 - チ 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計のうち、最小の目量が 100 vol ppm 未満のもの及び最小の目量が 100 vol ppm 以上 200 vol ppm 未満のものであって計ることができる最高の濃度が 5 vol % 未満のもの
 - リ 化学発光式窒素酸化物濃度計のうち、計ることができる最高の濃度が 25 vol ppm 以上のもの
 - ヌ ガラス電極式水素イオン濃度検出器

- ル ガラス電極式水素イオン濃度指示計
- ヲ 酒精度浮ひよう

18. 浮ひよう型比重計のうち、次に掲げるもの

- イ 比重浮ひよう
- ロ 重ボーメ度浮ひよう
- ハ 日本酒度浮ひよう

特定計量器は例えば次のような要求の対象となる:

- 特定計量器の製造(改造を含む)、輸入、修理、あるいは販売を行なう者は事業の届け出を行なう。
- 特定計量器の製造や輸入などを行なう者は、
 - － 計量器を所定の技術上の基準 (§4) に適合させる。
 - － 個々の特定計量器に対する指定検定機関による検定を受け、その証となる検定証印 (図1) を受ける。

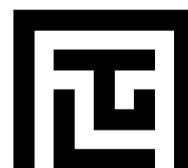


図 1: 検定証印

あるいは、特定計量器の型式の承認を、また工場等でのその特定計量器に関する品質管理についての審査を受けて指定製造事業者としての指定を受けた上で、指定製造事業者自身で自主検査を行なった上で基準適合証印 (図2) を自ら付ける (§2.1)。

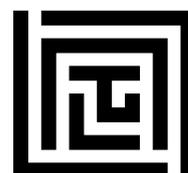


図 2: 基準適合証印

- 検定証印等の有効期限が定められている特定計量器の場合、定められた期間毎に計量検定所等による定期検査を受ける。^{†12†13}

1.5 家庭用特定計量器

主として家庭で用いられる以下のような計量器は家庭用特定計量器と呼ばれる：

1. ひょう量が 20 kg を超え、200 kg 以下の非自動はかりであって、専ら体重の計量に使用するもの
2. ひょう量が 20 kg 以下の非自動はかりであって、専ら乳幼児の体重の計量に使用するもの
3. ひょう量が 3 kg 以下の非自動はかりであって、専ら調理に際して食品の質量の計量に使用するもの

§1.4で述べた特定計量器と異なり、家庭用特定計量器は検定などの対象とはならない。だが、これらについても製造や輸入の事業の届け出や技術上の基準 (§4) への適合が、また製造された家庭用特定計量器について自主検査を行なった上で計量法施行規則 第二十二條で規定された表示 (いわゆる丸正マーク; 図3) を付けることなどが必要となる。



図 3: 家庭用特定計量器への表示

2 計量器の製造、輸入、修理、販売

2.1 特定計量器の製造や輸入

特定計量器の製造を行なおうとする者は、あらかじめ事業の届け出を行なう。

^{†12} 取引や証明に用いられる非自動はかり、分銅やおもり、皮革面積計は定期検査の対象となり、例えば非自動はかりは 2 年毎に各地域の計量検定所などによる検査を受けて定期検査済証印を付すことが必要となる。

^{†13} 取引に用いられる水道メータやガスメータなどの検定にも期限 (例えば水道メータは 8 年、ガスメータは 10 年) があり、通常は定期的に交換が行なわれる。

届出製造事業者は、特定計量器の製造に際して技術上の基準 (§4) に適合するものを製造するようにする。また、製造した特定計量器は指定検定機関による検定を受け、その証となる検定証印 (図1) を受ける。

特定計量器の型式の承認を受けることもでき、型式の承認を受けた計量器の検定では一部の検査 (構造検査) が省略可能となる。

さらに、工場等でのその特定計量器に関する品質管理についての審査の上で指定製造事業者としての指定^{†14}を受けることで、あらかじめ型式承認を受けた特定計量器について所定の技術上の基準 (§4) や関連する規則に従った自主検査を行なった上で基準適合証印 (図2) を自ら付けることも可能となる。

特定計量器の輸入を行なう者、また輸入された特定計量器についても、これと似た要求が適用される。

2.2 特定計量器の修理

特定計量器の修理を行なおうとする者 (届出製造事業者が届け出の範囲内の特定計量器を修理する場合を除く) は、あらかじめ事業の届け出を行なう。

届出修理事業者は、修理を行なった特定計量器を所定の技術上の基準に従って検査する。

また、施行規則で定められた軽微な修理を除き、届出修理事業者は修理を行なった特定計量器の検定証印等を除去する。その特定計量器を取引や証明で使用しようとする場合、改めて指定検定機関による検定を受けることが必要となる。

2.3 計量器の販売

特定計量器のうち、家庭用特定計量器 (§1.5) 以外の非自動はかり、分銅、及びおもりを販売しようとする者 (届出製造事業者や届出修理事業者が製造や修理を行なった届け出の範囲内の特定計量器を販売する場合を除く) は、あらかじめ事業の届け出を行なう。

法定計量単位が定められた量 (§1.3.1) に関しては、特定の例外を除き、非法定計量単位による目盛りや表記が付けられた計量器を販売したり販売のために所持したりしてはならない。

^{†14} 製造業者の指定に関しては指定製造事業者の指定等に関する省令で規定されており、一連の品質管理の方法の細目で詳細が定められている。

また、ガラス製体温計、抵抗体温計、及びアネロイド型血圧計については、有効な検定証印等が付けられていないものを譲渡し、貸し渡し、あるいは修理を委託した者に引き渡したりしてはならない。

2.4 報告

届出製造事業者や届出修理事業者などは、計量法施行令 第九十六条で規定されているように、製造や修理を行なった特定計量器の種類や数などを記載した報告書を各年度毎に所定の提出先に提出する。

3 計量を行なう者の責任

計量を行なう者や計量された (あるいは計量すべき) 商品を販売する者にも、例えば次のような義務が課される:

- 法定計量単位が定められた量 (§1.3.1) について、取引や証明で法定計量単位以外の単位を用いない。
- 計量を正確に行なうように務める。
- 長さ、質量、または体積を計量して販売するのに適する商品を販売する際、長さ、質量、または体積を法定計量単位で示すように務める。
- 特定商品の販売に係る計量に関する政令で定められた特定商品 (例えば、精米、精麦、豆類、野菜、食肉など) を容器に入れて販売する際、当該政令で定められた誤差を超えないように計量し、その量を法定計量単位で示す。
- 取引や証明のための法定計量単位による計量に計量器でないものや特定計量器で有効な検定証印等が付けられていないものを用いない。
定期検査の対象となる特定計量器は所定の期間毎に計量検定所等による定期検査を受ける。
- 使用方法等の制限がある計量器は所定の制限の範囲内で用いる。
- 運送や売買などの目的である貨物の長さ、質量、面積、体積または熱量の計量証明、また労働災害防止団体法、下水道事業センター法の一部を改正する法律、作業環境測定法、あるいは浄化槽法に関連しての大气、水または土壤中の物質

の濃度、音圧レベル、あるいは振動加速度レベルの計量証明の事業を行なおうとする者は、あらかじめ事業の届け出を行なう。

4 技術上の基準

表1で列挙したような特定計量器については特定計量器検定検査規則で概ね JIS 規格^{†15}をそのまま参照する形で技術上の基準、検定公差、また検定の方法が定められている。

このような技術上の基準の対象となる計量器については、参照された JIS 規格への適合も必須の要求の一部となる。

4.1 イミュニティ要求の例

例えば非自動はかりの場合、表2で示したような妨害^{†16}が加わった場合と妨害なしの場合との質量表示の差が目量を超えない^{†17†18}か、あるいははかりが有意な誤りを検出して対処するように、JIS B 7611-2:2015^[2]で規定されている。この質量表示の確認は丸め誤差をできる限り排除して行なう。

この種の要求は他の要求事項と同様に計量器の種類毎に定められており、これに似たイミュニティ要求が適用される場合も、またこれに含まれていない試験法が適用される場合もある。

これらの技術上の基準にはエミッションの要求は含まれていないが、その計量器が電磁干渉の加害者となることを防ぐため、例えば JIS C 61326-1^[3]のエミッション要求の適用も考慮すると良いかも知れない。

^{†15} これらの JIS 規格の多くは OIML (国際法定計量機関) が発行した勧告に、例えば非自動はかりに対する JIS B 7611-2^[2]は OIML R 76-1^[4]に基づいている。

^{†16} 一部の妨害について高レベルと低レベルの2つが示されているが、低レベルの規定は対応が遅れている大型はかりへの対応のために暫定的に定められたものと思われる。

^{†17} 妨害の印加時の質量表示に目量を超える過渡的な変動 (目量ははかりに明示された値で、デジタル表示の場合は最小の桁の数字の±1の変動に相当することが多い)があった場合も、それが判断、記憶または伝達することができないほど瞬間的な変動でない限り、この基準を満たさないと判断することになるだろう。デジタル表示で、目量よりも小さい質量表示の変動を確認することができない場合、妨害の印加に先立って重りを微調整して (例えば目量が 1 g であれば重りを 0.1 g 刻みで増減させて) その質量表示の中間位置に合わせるような作業も必要となるかも知れない。

^{†18} 目量が小さいはかりは風、振動、気温などの影響を受けやすく、試験に際しては相当の配慮が必要となるかも知れない。

タクシーメーター	JIS D 5609
質量計	
非自動はかり	JIS B 7611-2
ホッパースケール	JIS B 7603
充餾用自動はかり	JIS B 7604-1, -2
コンベヤスケール	JIS B 7606-1, -2
自動捕捉式はかり	JIS B 7607
分銅等	JIS B 7611-3
温度計	
ガラス製温度計	JIS B 7414
ガラス製体温計	JIS T 4206
抵抗体温計	JIS T 1140
皮革面積計	JIS B 7614
水道メーター	JIS B 8570-2
温水メーター	JIS B 8570-2
燃料油メーター	
自動車等給油メーター	JIS B 8572-1
小型車載燃料油メーター	JIS B 8572-2
大型車載燃料油メーター	JIS B 8572-4
簡易燃料油メーター	JIS B 8572-4
微流量燃料油メーター	JIS B 8572-3
定置燃料油メーター	JIS B 8572-4
液化石油ガスメーター	JIS B 8574
ガスメーター	JIS B 8571
量器用尺付タンク	JIS B 8573
密度浮ひょう	
浮ひょう型密度計	JIS B 7525-1
液化石油ガス用浮ひょう型密度計	JIS B 7525-2
アネロイド型圧力計	
鉄道車両用圧力計	JIS E 4118
その他	JIS B 7505-2
アネロイド型血圧計	
電気式アネロイド型血圧計	JIS T 1115
機械式アネロイド型血圧計	JIS T 4203
積算熱量計	JIS B 7550
最大需要電力計	JIS C 1283-2
電力量計等	
普通電力量計または精密電力量計のうち、電子式のもの	JIS C 1271-2
普通電力量計 (変成器とともに使用されるものを除く) のうち、電子式のもの以外のもの	JIS C 1211-2
特別精密電力量計のうち、電子式のもの	JIS C 1272-2
特別精密電力量計、精密電力量計若しくは変成器とともに使用される普通電力量計のうち、電子式のもの以外のものまたは直流電力量計	JIS C 1216-2
無効電力量計のうち、電子式のもの	JIS C 1273-2
無効電力量計のうち、電子式のもの以外のもの	JIS C 1263-2
照度計	JIS C 1609-2
騒音計	JIS C 1516
振動レベル計	JIS C 1517
ルコニア式酸素濃度計	JIS B 7959
ガラス電極式水素イオン濃度検出器	JIS B 7960-1
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	JIS B 7960-2
酒精度浮ひょう	JIS B 7548
浮ひょう型比重計	JIS B 7525-3

表 1: 特定計量器に対する JIS 規格

JIS C 61000-4-11 AC 電源のディップ (高レベル)	0 % 0.5 cycle 0 % 1 cycle 40 % 10/12 cycle 70 % 25/30 cycle 80 % 250/300 cycle
AC 電源の短時間停電 (高レベル)	0 % 250/300 cycle
AC 電源のディップ (低レベル)	0 % 0.5 cycle 50 % 1 cycle
JIS C 61000-4-4	電源線: 1 kV、I/O、データ、制御線: 0.5 kV
JIS C 61000-4-5	電源線、通信線: 0.5 kV (ライン間)、1 kV (ライン-接地間)
JIS C 61000-4-2	接触放電: 6 kV、気中放電: 8 kV
JIS C 61000-4-3 (高レベル) 主電源または入出力の接続ポートがなく JIS C 61000-4-6 による試験を行なえない場合は下限は 26 MHz	80~2000 MHz、10 V/m、80 % 1 kHz AM
JIS C 61000-4-3 (低レベル)	26~1000 MHz、3 V/m、80 % 1 kHz AM
JIS C 61000-4-6	0.15~80 MHz、10 V (emf)、80 % 1 kHz AM
ISO 7637-2	パルス 2a: +50 V (12 V, 24 V) パルス 2b: +10 V (12 V), +20 V (24 V) パルス 3a: -150 V (12 V), -200 V (24 V) パルス 3b: +100 V (12 V), +200 V (24 V) パルス 4: -7 V (12 V), -16 V (24 V)
ISO 7637-3	パルス a: -60 V (12 V), -80 V (24 V) パルス b: +40 V (12 V), +80 V (24 V)

表 2: JIS B 7611-2:2015 のイミュニティ試験レベル

また、特定計量器以外の計量器については計量法では技術上の基準は定められていないが、該当する JIS 規格などにイミュニティの規定が含まれていればその規定の、またその製品に該当する規格がない、あるいは該当する規格にイミュニティの規定が含まれていない場合は例えば JIS C 61326-1 のイミュニティ要求の適用を考慮すると良いかも知れない。

5 参考資料

[1] 計量法関連法令集,

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/31_houreishu.html

- 計量法
- 計量法施行令
- 計量法施行規則
- 計量単位令
- 計量単位規則
- 特定商品の販売に係る計量に関する政令

- 特定商品の販売に係る計量に関する省令
- 特定計量器検定検査規則
- 基準器検査規則
- 指定製造事業者の指定等に関する省令
- 指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく品質管理の方法の細目の制定
- ...

[2] JIS B 7611-2:2015, 非自動はかり — 性能要件及び試験方法 — 第 2 部: 取引又は証明用

[3] JIS C 61326-1, 計測用, 制御用及び試験室用の電気装置

[4] OIML R 76-1:2006, *Non-automatic weighing instruments, Part 1: Metrological and technical requirements – Tests*,

<https://www.oiml.org/en/publications/recommendations/>

© 2022 e-OHTAMA, LTD.

All rights reserved.

免責条項 — 当社ならびに著者は、この文書の情報に関して細心の注意を払っておりますが、その正確性、有用性、完全性、その利用に起因する損害等に関し、一切の責任を負いません。